

品質管理基準委員会報告書等の 改正(公開草案) の概要

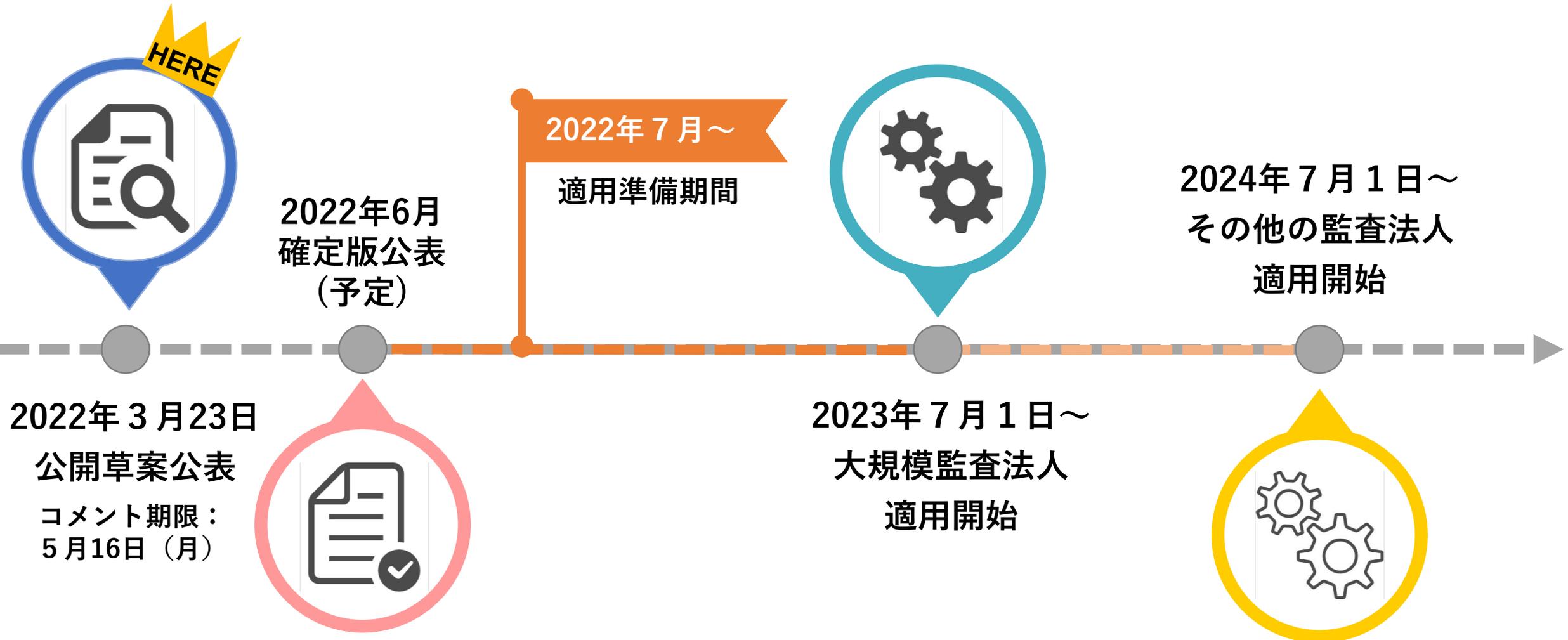
解説する公開草案

1 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」の改正

2 品質管理基準委員会報告書「監査業務に係る審査」の新設

3 監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」の改正

品基報等改正のタイムライン



国際的な動向

導入の背景

- 監査事務所の品質管理システムにおける厳格性の向上が必要
- 監査事務所の規模や複雑性にかかわらず、基準が全ての監査事務所に適合することが必要

認識

- ISQC1等の適用モニタリング
- 継続的なアウトリーチ活動
- 規制当局の検査報告 等

品質マネジメント・アプローチの導入

- 監査事務所のリーダーシップによる積極的な品質マネジメントを強調し、かつ、基準の適用の柔軟性を確保するため、新しいアプローチ
- 高品質の業務を一貫して実施することにより、公共の利益に貢献するという監査事務所の役割を認識し、強調する文化を通じて、品質へのコミットメントを示す。
- 各監査事務所の状況や実施する業務の内容に応じて、適合した品質管理システムを整備・運用する。

品質マネジメント・アプローチの導入に基づく従来のISQC 1 及びISA220の見直し

ISQM (International Standard on Quality Management) の新設及び改訂されたISA

ISQM1 (新設)
監査事務所の
品質マネジメント

ISQM2 (新設)
審査

ISA220 (改訂)
監査業務の
品質マネジメント

国内の動向

金融庁 企業会計審議会 監査部会

- 2021年2月「監査に関する品質管理基準」の改訂検討開始
- 2021年6月30日「監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案）」公表
- 2021年11月16日「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」の公表

改訂品質管理基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。*

*改訂品質管理基準前文より抜粋

JICPAにおいて

品質管理基準委員会報告書第1号の改正

品質管理基準委員会報告書(審査)の新設

監査基準委員会報告書220の改正

の起草を開始

我が国の品質管理の基準

企業会計審議会

監査に関する品質管理基準

JICPA

品質管理基準委員会報告書第1号（改正）
監査事務所における品質管理

品質管理基準委員会報告書（新設）
監査業務に係る審査

監査基準委員会報告書220（改正）
監査業務における品質管理

国際的な品質管理の基準

ISQM1（新設）

Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Statements, or Other Assurance or Related Services Engagements

ISQM2（新設）

Engagement Quality Reviews

ISA220（改訂）

Quality Management for an Audit of Financial Statements

品基報第1号「監査事務所における品質管理」の改正

公開草案のポイント

1

品質管理システムの9つの構成要素

2

監査事務所のリスク評価プロセス

3

品質管理システムの評価

4

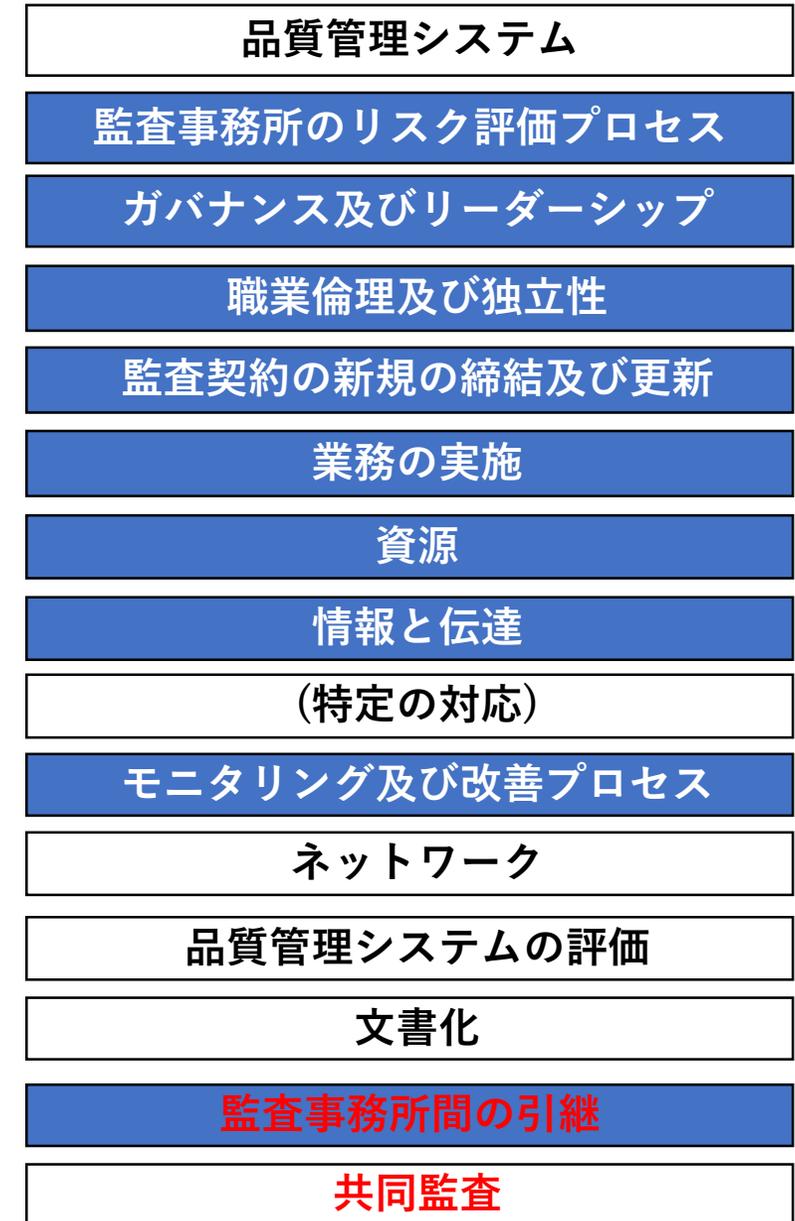
ネットワーク

品質管理システムの9つの構成要素

- 品質管理システムは、9つの構成要素から構成される。
- 「監査事務所のリスク評価プロセス」を適用することにより品質目標を設定し、品質リスクを識別・評価し、それらの品質リスクへの対応をデザイン・適用する。
- 「モニタリング及び改善プロセス」により、監査事務所の業務の品質と品質管理システムの積極的かつ継続的な改善を促進する。
- ISQM1に規定する8つの構成要素に、我が国の「監査に関する品質管理基準」に規定されている「監査事務所間の引継」を構成要素として加えている。

※ 赤字は我が国の「監査に関する品質管理基準」に基づき追加した項目

全体像



リスクに基づくアプローチ

品質目標の設定

品質リスクの識別と評価

対応のデザインと適用

追加
・
是正措置

- 各監査事務所の状況や実施する業務の内容の変化
- モニタリング及び改善プロセスの結果

モニタリング及び改善プロセスを通じたPDCAサイクル

3

品質管理システムの評価

- 品質管理システムに関する最高責任者は、少なくとも年に一度、特定の基準日時点において、品質管理システムを評価する。



公開草案 第53項～第56項 参照

4

ネットワーク

- 監査事務所自身の品質管理システムに対する責任を強調している。
- 監査事務所は、ネットワークが設定する要求事項や提供されるサービスについて、自身の品質管理システムへの影響を理解する。
- 監査事務所は、自身の品質管理システムに関して、ネットワークに所属する監査事務所に横断的に実施される監視活動を理解する。



公開草案 第16項(12)、第48項～第52項 参照

品基報「監査業務に係る審査」(新設)

公開草案のポイント

1

審査担当者の適格性要件の強化（クーリング・オフ期間 等）

2

審査の実施と文書化に関する審査担当者の責任の明確化

3

（該当する場合）審査担当者の補助者に対する指示・監督及び査閲に対する審査担当者の責任を規定

4

グループ監査に関する考慮事項を追加

1

審査担当者の適格性

適性と能力
(十分な時間を含む)
及び適切な権限
を有する

独立性と客観性
を含む職業倫理規程
の遵守

適格性に関する
法令等の遵守

監査責任者が、関与していた業務の
審査担当者になる場合に、

**2年間又は職業倫理に関する規定が求める場合は
より長い期間のクーリング・オフ期間を設ける。**



公開草案 第17項～第23項 参照

2

審査の実施



計画

実施

報告

監査事務所は、審査の実施に関する方針及び
手続において、審査担当者が業務期間中の
適切な時期に審査を実施する責任を有する
ことを定める。



公開草案 第24項～第27項 参照

審査担当者は監査チームによる職業的懐疑
心の保持及び発揮を評価し、重要な判断と
重要な事項に焦点を当てる。

審査担当者は、当報告書の要求事項を満たし
ているかどうか判断するために、立ち止まっ
て考える (stand-back) ことが求められる。

審査担当者から審査の終了の通知を受ける
までは、監査報告書に日付を付さない。

監基報220「監査業務における品質管理」の改正

公開草案のポイント

1

監査業務における監査責任者の関与と全体的な責任の明確化

2

監査チームの対象となる範囲の拡大

1-1

監査業務における監査責任者の関与

監査の全過程を通じた監査責任者の十分かつ適切な関与

監査業務レベルの品質
の管理と達成に対する監査責任
者の責任

個々の監査業務の状況に応
じた指揮、監督及び査閲の
内容、時期及び範囲の決定
に関する監査責任者の責任

全体的な責任を果たす上で、
監査責任者の関与が十分か
つ適切であったことの判断
(stand-back)

1-2

監査責任者の全体的な責任

- 監査事務所の組織風土や監査チームのメンバーに期待される行動を強調する監査環境の醸成
- 契約の新規の締結及び更新の過程で入手した情報に関する、監査計画及び監査の実施時の考慮
- 職業倫理に関する規定の理解と、監査チームのメンバーによる職業倫理に関する規定と監査事務所の方針又は手続に関する認識
- 十分かつ適切な資源が確保され、適時に利用可能であることの判断
- 監査事務所から伝達を受けたモニタリング及び改善プロセスの情報の理解と、監査業務との関連性・影響の判断並びに適切な措置の実施

監査チームの対象となる範囲の拡大

改正前の定義

監査チームのメンバーは、監査事務所又はネットワーク・ファームに所属する者

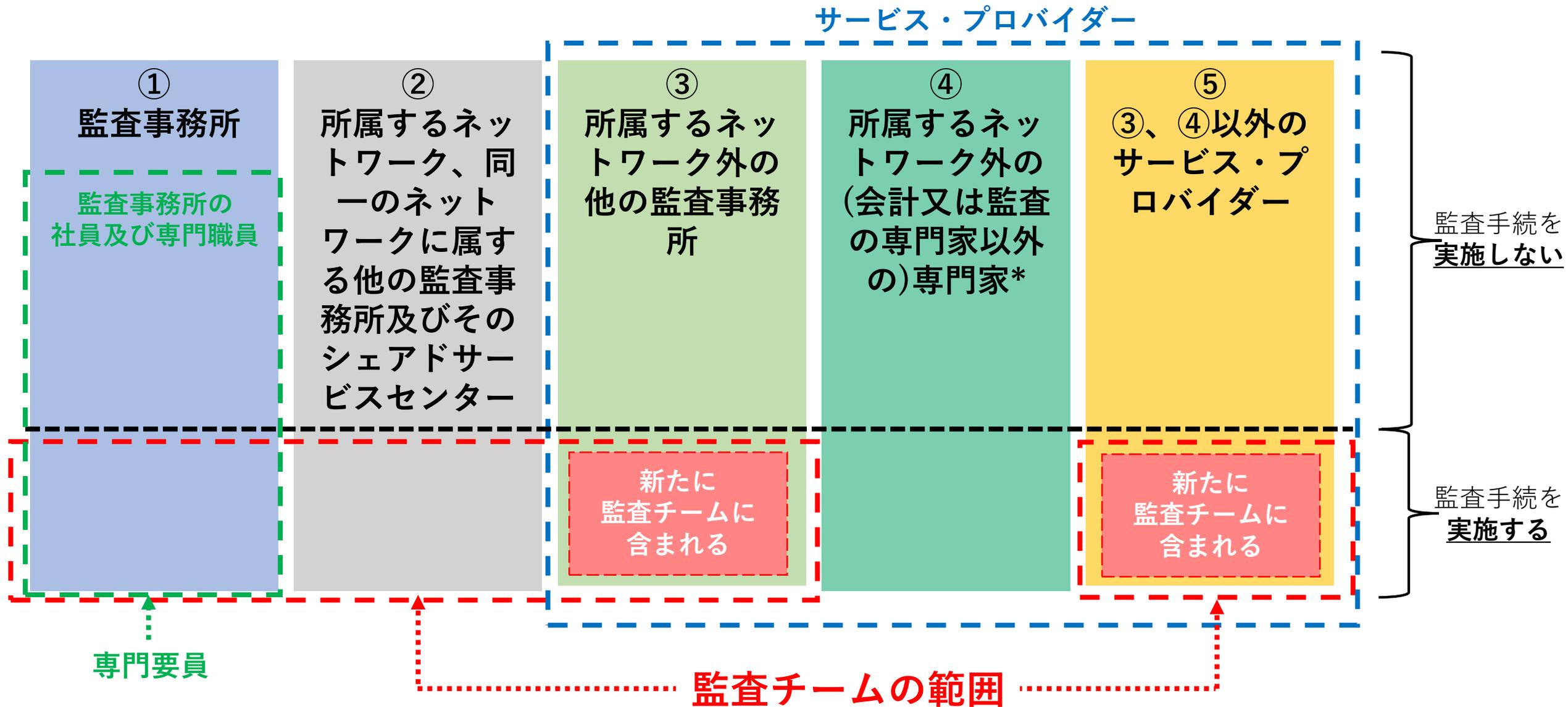
改正後の定義

当該監査業務において監査手続を実施する者（外部専門家を除く。）

例えば、以下の者も監査チームに含まれ、独立性の確認など監査チームのメンバーとして必要な対応が求められることとなる。

ネットワーク外の
構成単位の監査人

サービス・プロバイダー
で監査手続を実施する者



特設ページ「改訂品質管理基準に関する動向」開設中！

日本公認会計士協会ウェブサイトトップページの
バナーからアクセスをお願いいたします！



Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士